

「LEC 桜島道場 選択式攻略道場3点死守編（労働）」から
第46回社労士試験【選択式】労一般 空欄Bの出題が**論点的中**しました！！



LEC教材掲載内容（抜粋）

[RU14306 p.18]

<桜島の選択式攻略道場3点死守編 労働-問10>

1. 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が ものは、（**⑩**行動計画策定指針）に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

（解答 → **⑩100人を超える**）

本試験出題はこうでした！

第46回 社労士試験 問題
〔選択式〕 労働一般常識 【空欄B】

〔前略〕一般雇用主であって、常時雇用する労働者が 以上の企業は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律案120号）に基づいて、従業員の仕事と子育ての両立を図るために一般事業主行動計画を策定し、一般への公表、従業員への周知、所轄都道府県労働局長への提出による厚生労働大臣への届出が義務づけられている。

（解答 → **⑤101人**）

的中!